

平成25年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1 防犯対策の充実
-----	-----------

施策主管課	生活安心課	総合計画記載頁	77ページ
-------	-------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	6 日常生活の安心感を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	地域社会や事業者、行政が連携して、日常生活を取り巻くさまざまな不安を解消し、市民が、安全で安心した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	----------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

施策目標	市民が犯罪の起きにくい地域社会で、安心して暮らしています。
------	-------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24 (H23.3現在)	H25	H26	H27	H28	H29	評価		
	指標1	市内における人口千人あたりの 刑法犯認知件数(件)	単年度 目標値	12	12	11	11	11			11	A	※H24の実績値は、平成22年度の数値を照会したもののため、指標1のH24実績値とは異なる。 (実績値はH22.1~H22.12の実績による)	中核市平均	12.1						
	現状値 (H23実績)	14件	実績値	12.8					実績値	15.1											
	目標値 (H29)	11件以下	単年度の 達成度	93.8%					中核市での本 市の順位	33位/41市中											
指標2	日常生活において犯罪の被害 に遭う不安を少しでも感じる市 民の割合(%)	単年度 目標値	50	50	50	50	50	50	B	中核市平均											
	現状値	58.5%	実績値	57.1							実績値										
	目標値 (H29)	50.0%	単年度の 達成度	87.6%							中核市での本 市の順位										
		単年度 目標値								③ 市民意識調査結果	施策の満足度(%)		調査結果	H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	現状値		実績値								目標値 (H29)	50.6%	前年度からの 増減	38.1%							
	目標値 (H29)		単年度の 達成度																		

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{単年度目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{単年度目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

※評価の考え方

施策指標	A: 達成度90%以上	B: 達成度70%~90%未満	C: 達成度70%未満
中核市等との水準比較 (中核市での本市の順位)	A: 上位1/3(1~14位)	B: 中位(15~28位)	C: 下位1/3(29位以下)
市民意識調査結果 (満足度)	A: 前年度より向上 (2%超)	B: 前年度同水準 (±2%以内)	C: 前年度より低下 (-2%未満)

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策指標	環境点検活動などを通じた防犯上の問題箇所の把握・改善など、地域における自主的な防犯活動を支援することなどにより、地域全体の防犯力の向上を図るとともに、市民の犯罪被害に対する「不安感の軽減」と夜間における「犯罪の未然防止」を図るため、適正な防犯灯の配置や維持管理を促進することなどにより、「刑法犯認知件数」、「不安を少しでも感じる市民の割合」は年々減少しており、目標値に近づいている。	市民満足度		進捗の状況	概ね順調
------	---	-------	--	-------	------

3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）		
1	防犯灯設置等・管理補助金	○	・効率・効果的な防犯灯の設置促進	自治会等	防犯灯を設置・管理する自治会等に対し、その費用の一部又は全部の補助	S42	市民の犯罪被害への不安感の軽減と夜間における犯罪の未然防止に効果的な防犯灯について、LED防犯灯の導入を促進し、電気使用量と管理負担の低減を図り、適正な防犯灯の設置と維持管理を促進する。
2	防犯講習会開催事業		・防犯講習会等の実施	市民	防犯講習会の開催	H17	個人の防犯意識の高揚を図るとともに、自ら防犯対策を実践することにより地域の防犯力を高めるため、専門的な知識を有する防犯指導員を活用し、児童生徒や高齢者など、対象に応じた防犯講習会を開催する。
3	地域防犯活動促進事業	○	・犯罪発生情報等の提供 ・暴力団を排除する取組の推進 ・地域防犯ネットワークの連携強化 ・市民絡ぐるみ環境点検活動の充実 ・空き家対策等の推進	市民・事業者等	地域の自主的な防犯活動の実施	H17	市民ニーズや社会経済情勢等の変化に柔軟に対応した地域の防犯活動が行われるよう、「地域防犯ネットワーク連絡会議」において協働の地域づくり支援事業補助金「地域防犯活動」の有効活用や地区における優良活動事例などの情報提供などを行う。 また、地域による効果的な「環境点検活動」を実現するため、適切な助言とともに、点検結果に伴う要望等に対する対応など、庁内の関係課の連携を強化する。 さらに、空き家等の問題に対応するため、庁内関係課で構成する「空き家等対策委員会」を活用して、全庁的に適正管理や利活用にかかる有効な対策を検討・実施する。
4	宇都宮防犯協会負担金			宇都宮防犯協会	・負担金の交付 ・協会の運営	S63	地域における自主的な防犯活動団体が市内全39地区結成され、地域の「防犯力」が高まりつつある中、児童生徒や防犯活動者をはじめ、地域の防犯意識の向上を図るため、協会事業を支援する。
5	(社)被害者支援センターとちぎ負担金		・犯罪被害者支援の推進	(社)被害者支援センターとちぎ	・負担金の交付 ・パネル展開催の支援	H17	平成16年施行の「犯罪被害者等基本法」により、犯罪被害者等の支援は地方公共団体の責務とされた中、継続的かつ安定的な運営を支援するため、被害者支援センターとちぎへの負担金の継続や市有施設における「犯罪被害者支援自動販売機」の設置促進、本庁舎におけるパネル展の開催支援等を行う。
6	子どもの安全対策事業		・地域における防犯パトロールの充実	子ども(市民)	・不審者情報を携帯電話のメール機能を利用し、登録者への提供 ・青色回転灯装着車による防犯パトロールの実施	H17	地域の安全・安心を高める自主防犯活動団体に対して、重要かつ有用な情報となる不審者情報を継続的に提供し、効果的な活動となるよう支援する。 また、犯罪抑止効果の高い青色回転灯装着車による防犯パトロールについて、地域におけるパトロールを促進する。
7	幼児対象誘拐防止巡回指導負担金			(社)栃木県防犯協会	負担金の交付	H5	凶悪犯罪に移行する恐れのある犯罪の増加や不審者の出没が後を絶たない状況下、専門性の高い幼児対象指導員による巡回指導を活用し、抵抗力や防御力に乏しい幼児に対する犯罪の未然防止を図る。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>地域における環境点検活動が継続的に実施されるほか、自主的な防犯活動団体が市内全39地区に結成されるなど、地域全体の防犯力が高まりつつあるが、施策指標である「日常生活において犯罪の被害に遭う不安を少しでも感じる市民の割合」等が依然として5割を超えていることから、引き続き犯罪の未然防止等を図るため、自主防犯活動団体への支援や各種事業の取組み、地域・警察・市の連携等が必要である。</p> <p>また、少子高齢化や核家族化が進展し、今後ますます空き家の増加が予想される中、空き家は、犯罪の発生、樹木・雑草の繁茂などによる周囲の生活環境の悪化などの問題が懸念されることから、総合的な対策が必要である。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉 市民が安全で安心した生活を送るために、自主防犯活動団体及び地域安全活動団体に対する支援や各種事業の取組みなどを引き続き行うとともに、空き家等の問題について、適正管理や利活用にかかる有効な対策を講じていく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆防犯灯設置等・管理補助金 電気使用量と管理負担の低減を図り、適正な防犯灯の設置と維持管理を促進するため、防犯灯の管理主体である自治会等に対して、LED防犯灯の優れた効果とともに、導入加算の補助制度を周知・啓発し、積極的な導入の促進に努めていく。</p> <p>◆地域防犯活動促進事業 市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域の防犯力を高めていくためには、地区における自主的な防犯活動が継続的に行われることが重要である。このため、地域防犯ネットワーク連絡会議において協働の地域づくり支援事業補助金「地域防犯活動」の有効活用や地区における優良活動事例などの情報提供などを行い、持続的かつ効果的な活動を支援していく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>